

平成28年3月18日
若手アカデミー決定

日本学術会議若手アカデミーが外部団体等の意見の表出等に署名等を行う
場合の手続について

若手アカデミー運営要綱第8条第1項に基づき、標記について以下の通り定める。

1. 若手アカデミーが外部団体（国内・国外の学術団体等）と、日本学術会議に対して、予算の支出、義務、負担等を課することのない意見の表出（声明等）等に署名等を行う場合の手続は、以下によるものとする。
 - （1） 若手アカデミーは、意見の表出の文面等について、会長に事前に提示し、同意を得るものとする。
 - （2） 若手アカデミーは、（1）の提示に際し、各副会長に報告を行うものとする。
 - （3） 若手アカデミーは、（1）の同意を得た後は、署名日の事前・事後を問わず、速やかに幹事会への報告を行うものとする。
2. 1. に該当する案件であっても、1.（1）において、日本学術会議に大きな影響を与える可能性があり、高度・専門的な判断を必要とする等の判断を会長が行った場合等は、幹事会の同意を得るものとする。
3. 本決定に該当しない案件の手続については、別途、若手アカデミー運営要綱等によるものとする。